

## 「広島市市営住宅、広島市市営店舗及び広島市市営住宅等附設駐車場（西部地区）管理業務仕様書」の一部訂正について

- 広島市市営住宅、広島市市営店舗及び広島市市営住宅等附設駐車場（西部地区）管理業務仕様書 4 ページの一部に誤りがありましたので、訂正いたします。

### 【訂正前】

- ㊦ 最小配置人員 5名（西区役所4名、佐伯区役所1名）  
なお、西区役所に1名業務責任者等を選任すること。

### 【訂正後】

- ㊦ 最小配置人員 4名（西区役所3名、佐伯区役所1名）  
なお、西区役所に1名業務責任者等を選任すること。

- 広島市市営住宅、広島市市営店舗及び広島市市営住宅等附設駐車場（西部地区）管理業務仕様書別添2 広島市市営住宅等管理業務の細目 87 ページの一部に誤りがありましたので、訂正いたします。

### 【訂正前】

- ④ 管理者窓口の配置人員 5名以上（西区役所4名、佐伯区役所1名）  
なお、西区役所に1名業務責任者等を選任すること。

### 【訂正後】

- ④ 管理者窓口の配置人員 4名以上（西区役所3名、佐伯区役所1名）  
なお、西区役所に1名業務責任者等を選任すること。

### 【訂正前】

- ⑥ 管理者窓口設置の留意事項  
ア 管理者窓口には、指定管理者名及び受託業務内容が分かるものを表示すること。  
イ 管理者窓口への人員配置は、常時5名以上の職員が常勤する形態を保持すること。

### 【訂正後】

- ⑥ 管理者窓口設置の留意事項  
ア 管理者窓口には、指定管理者名及び受託業務内容が分かるものを表示すること。  
イ 管理者窓口への人員配置は、常時4名以上の職員が常勤する形態を保持すること。

平成27年8月17日  
広島市都市整備局住宅部住宅政策課